令和７年第１０回庄内町農業委員会総会議事録

１ 会議日程　　令和７年１０月２７日（月）
　　開　会　　午前　　９時３０分
　　閉　会　　午前　　１０時４０分

２ 会議場所　　庄内町役場　Ａ棟　４階　議場

３ 出席委員の番号及び氏名（16 名）
　１番　髙梨　美代子
　２番　阿部　さおり
　３番　秋葉　俊一
　５番　髙橋　聡
　６番　遠田　雅弘
　７番　石川　義則
　９番　日向　弘明
　10 番　髙橋　直之
　12 番　森屋　慶一
　13 番　日下部　美雄
　14 番　斎藤　克行
　15 番　髙橋　義夫
　16 番　阿部　金一郎
　17 番　小野　隆
　18 番　佐藤　繁
　19 番　若松　忠則

４ 欠席委員の番号及び氏名（2 名）
　４番　日下部　崇喜
　11 番　佐藤　吉法

５ 議長の委員番号及び氏名
　19 番　若松　忠則

６ 説明及び議事録作成のため出席した者
　　事務局長　　渡部　桂一
　　次長兼農地農政係長　　海藤　博
　　農地農政係主査　　長南　恵
　　農業経営改善相談員　　乙坂　茂樹

7 会議に付した議案

報告第 26 号	農地法第３条の３の規定による届出書の受理について	(13 件)
報告第 27 号	農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について	(24 件)
報告第 28 号	農地の公売に係る売却決定に対する農地法第３条の許可について	(1 件)
議案第 38 号	農地法第３条の規定による許可申請について	(1 件)
議案第 39 号	農地法施行規則第２９条第４号及び第５３条第４号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３７条第２号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書に対する意見の決定について	(1 件)
議案第 40 号	農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について	(298 件)

◎開　会　（午前９時３０分）

◎諸報告

議長	これより令和 7 年第 10 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせます。
事務局長	本日の委員の出席状況について報告します。 4 番　日下部　崇喜委員、11 番　佐藤　吉法委員から欠席の連絡をいただいております。 次に本日の資料について報告します。議案第 39 号に関する資料のほか、農地パトロールの案内資料、女性農業委員活動紹介のお知らせをタブレット配信しております。 それでは令和 7 年第 9 回総会以後の行事について報告します。「行事報告書」をご覧ください。(説明) 続いて、令和 7 年第 10 回総会後の行事予定について説明します。「行事予定書」をご覧ください。(説明)
議長	諸般の報告が終わりました。 ただ今の出席委員は 16 名です。 定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の選出

議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により指名させていただいてよろしいでしょうか。 （異議なしの声あり） 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。18 番　佐藤　繁委員、1 番　高梨　美代子委員、両名に議事録署名委員をお願いします。 なお、書記には、事務局長を指名します。

◎報告　　報告第 26 号の上程、説明、質疑

議長	報告第 26 号「農地法第３条の３の規定による届出書の受理について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	（資料に基づき報告を説明） 詳細につきましては、海藤次長がご説明申し上げます。
議長	海藤次長。
海藤次長	（資料に基づき内容を説明）
議長	これより質疑を行います。

	ないようですので、報告第 26 号を終わります。
◎報告	報告第 27 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 27 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	（資料に基づき報告を説明） 詳細につきましては、海藤次長がご説明申し上げます。
議長	海藤次長。
海藤次長	（資料に基づき内容を説明）
議長	これより質疑を行います。 ないようですので、報告第 27 号を終わります。
◎報告	報告第 28 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 28 号「農地の公売に係る売却決定に対する農地法第 3 条の許可について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	（報告第 28 号の資料に基づき、報告を説明） 詳細につきましては、長南主査がご説明申し上げます。
議長	長南主査。
長南主査	（報告第 28 号の資料に基づき、内容を説明）
議長	これより質疑を行います。 ないようですので、報告第 28 号を終わります。
◎議事	議案第 38 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 38 号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	（資料に基づき議案を説明） 詳細につきましては、長南主査がご説明申し上げます。
長南主査	（資料に基づき内容を説明）
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、1 番　高梨　美代子委員より、現地調査報告をお願いします。
1 番 髙梨	農地法第３条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 10 月 22 日に、2 番　阿部　さおり委員と事務局の長南主査と私の 3 人で現地調査を実施しました。 〇〇として適正に管理されており、問題ないと見てきました。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 38 号「農地法第３条の規定による許可申請について」賛成の方、挙手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第 39 号の上程、説明、質疑、採決

議長	議案第 39 号「農地法施行規則第２９条第４号及び第５３条第４号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３７条第２号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書に対する意見の決定について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	（資料に基づき議案を説明） 詳細につきましては、長南主査がご説明申し上げます。
議長	長南主査。
長南主査	（資料に基づき内容を説明）
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、2 番　阿部　さおり委員より、現地調査報告をお願いします。
2 番 阿部	現地調査報告を行います。 10 月 22 日に、1 番　髙梨　美代子委員と事務局の長南主査と私の 3 人で、現地調査を実施しました。 北側・南側は農道、東側・西側は宅地に接してします。 周辺農地の営農条件に悪影響を与えないと思われることから、問題ないと判断してきましたので報告します。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	これより本案に対する質疑を行います。 9 番　日向委員。
9 番 日向	参考までに〇〇費を聞かせてもらえませんか。
議長	事業全体の金額ということでしょうか。 長南主査。
長南主査	事業費については審査項目にないので聞いておりません。
議長	申請者の内容を緩和するための内容の議案ですので、申請者の提出物が少ないと理解してもらえればと思います。 ほかにございますか。18 番　佐藤委員。
18 番 佐藤	平面図の地積について、隣は宅地とのことでしたが、赤い部分は宅地なのでしょうか、農用地なのでしょうか。
議長	長南主査。
長南主査	土地利用計画図は、おそらく法務局の字切図に記入し申請いただいたものと思われますが、ピンクの太枠で囲まれているところが、今回の議案の申請地で畑です。右隣の「24-1（宅地)」と記載なっているところは、宅地です。左隣の「25-1」は宅地です。建設予定の農業用施設は申請地の 25-3（畑）にほとんどの面積が入りますが、24-1（宅地）のほうにもはみ出すように建てる予定と申請があったものです。 建物の面積は、建築面積求積図にあるように約 132 ㎡です。
議長	暫時、休憩します。
	（休憩）
議長	再開します。ほかにございますか。16 番　阿部委員。
16 番 阿部	申請者の提出書類の簡略化であれば、どのような〇〇用施設を建てるかという設計図の添付も要らないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

	ただ、いわゆる農地法５条の申請の簡略化を進めてしまった場合、〇〇用施設として申請したにもかかわらず、その後の使途についてチェック機能が働かないのではないかと懸念されます。地域計画の中に〇〇用施設として位置づけしていくのであれば、そのあたりの注意点を説明してもらえますでしょうか。
議長	長南主査。
長南主査	申請者からの提出書類については、転用申請書類よりは減らしています。ただ、周辺農地に影響がないか判断するために、転用申請書類とある程度同様の書類が必要だと思っています。事業費についての資料はいただいていませんが、どのような建物を建てるのか、大きさなどがわかるようなものは添付していただいています。 地域計画に位置づけるための注意点については、例えば、この施設に国や県からの補助金が関係している時は、地域計画に位置づけられているかチェックがかかっていくかと思いますので、慎重に進めていきたいと考えています。
議長	16 番　阿部委員。
16 番 阿部	わかりました。建物を建てる場合、高さを聞いておかないといけないと思いますが、現地確認でどこまで想像できるかですが、確認をとりながら進めていただければと思います。
議長	ほかにございますか。なければ、採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 39 号「農地法施行規則第２９条第４号及び第５３条第４号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３７条第２号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書に対する意見の決定について」に賛成の方、挙手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、申出書にある規定に該当するものと決定しました。
議長	議案第 40 号「農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	（資料に基づき議案を説明） 詳細につきましては、海藤次長がご説明申し上げます。
議長	本案につきましては、はじめに賃貸借権設定案件の番号 26 番、96 番、100 番、105 番、110 番にある、議事参与の制限に該当する案件を除いた全ての案件について議題とします。 海藤次長。
海藤次長	（資料に基づき内容を説明）
議長	これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 40 号「農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について」賃貸借権設定案件の番号 26 番、96 番、100 番、105 番、110 番にある、議事参与の制限に該当する案件を除いた全ての案件について賛成の方、挙手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、原案のとおり要請することに決定しました。

	次に賃貸借権設定案件の 26 番、96 番、100 番、105 番、110 番にある、議事参与の制限に該当する案件について議題とします。7 番　石川　義則委員は、退席願います。 暫時休憩します。
	（休憩中、石川委員退席）
議長	再開します。海藤次長。
海藤次長	（資料に基づき内容を説明）
議長	これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 40 号「農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について」賃貸借権設定案件の 26 番、96 番、100 番、105 番、110 番にある、議事参与の制限に該当する案件について賛成の方、挙手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、原案のとおり要請することに決定しました。 暫時休憩します。
	（休憩中、石川委員着席）
議長	再開します。 これをもちまして、令和 7 年第 10 回庄内町農業委員会総会を閉会します。
◎閉　会	（午前１０時４０分）